

介護医療院 利用約款

医療法人財団 新生会
大宮共立病院介護医療院

大宮共立病院介護医療院「C1・C2・C4 病棟」利用約款

(約款の目的)

第1条 大宮共立病院介護医療院の C1・C2・C4 病棟(以下「当施設」という。)は、要介護状態と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者(以下「扶養者」という。)は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護医療院入所同意書を当施設に提出した時から効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2.利用者は、前項に定める事項の他、本約款または重要事項説明書の改定が行われない限り、初回利用時の同意をもって、繰り返し当施設を利用することもできるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び扶養者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

(当施設からの解除)

第4条 当施設は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において、自立又は要支援と認定された場合
- ② 当施設で、定期的に実施される入院継続検討会議において、退所して居宅において生活できると判断された場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な施設サービスの提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び扶養者が、本契約に定める利用料金を 2 ヶ月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず 10 日以内に支払わない場合
- ⑤ 利用者が、当施設の職員又は他の利用者に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障等その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第5条 利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく施設サービスの対価として、重要事項説明書の利用単位毎の料金を基に計算された月毎の合計金額及び利用者が個別に利用したサービス提供に伴い必要となる額の合計を支払う義務があります。尚、介護医療院サービス費は、重度者の割合、医療処置の実施状況及びターミナルケアの実施状況により変動することがあります。

2.当施設は、利用者及び扶養者が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月 10 日までに送付し、利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の月末までに支払うものとします。尚、支払いの方法は、別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

3.当施設は、利用者又は扶養者から 1 項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び扶養者が指定する送付先に対して、領収書を送付します。

(記録)

第6条 当施設は、利用者の施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後 2 年間は保管します。

2.当施設は、利用者が前項の記録の開示を求めた場合には、別に定める「個人情報開示規程」により行います。

(身体の拘束等)

第7条 当施設は、原則として利用者の身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、管理者又は医師が判断し、身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合は、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(虐待防止に関する事項)

第8条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止策のため次の措置を講ずるものとします。

1. 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催する

2. 虐待防止のための指針の整備

3. 虐待を防止するための措置を適切に実施するための担当者の設置

なお、当施設に於いてサービス提供中に、当事者又は擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町村に通報します。

(業務継続計画の策定等)

第 9 条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する当施設のサービス提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施します。

(衛生管理)

第 10 条 当施設は、感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成します。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努めます。

(秘密の保持)

第 11 条 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の号についての情報提供については、当施設は、利用者及び扶養者から、予め同意を得た上で行うこととします。

- ① 施設サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者への情報提供、或は、適切な在宅療養のための医療機関への情報提供。
- ② 施設サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表会等。尚、この場合は、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

2.前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第 12 条 当施設は、利用者に対し、当施設における施設サービスの対応が困難な状態と判断した場合は、医療保険病棟へ転棟若しくは他医療機関に転院します。

2.前項の他、利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(要望及び苦情等の申出)

第 13 条 利用者及び扶養者は、当施設の提供する介護医療院サービスに対しての要望又は苦情等について、医療福祉相談室に申し出ることができ、又は、備え付けの用紙、管理者宛の文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申出ることができます。

下記の機関でも相談・苦情を受け付けています。

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| 1. 埼玉県国民健康保険団体連合会 | 電話 048-824-2568 |
| 2. さいたま市役所高齢福祉課 | 電話 048-829-1259 |
| 3. 見沼区役所 高齢介護課（介護保険係） | 電話 048-681-6068 |

(約款に定めのない事項)

第 14 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

以上の契約を証するため、本書を 2 通作成し、利用者・扶養者、施設署名捺印の上、各 1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日

(利用者) 住 所

氏 名 印

(扶養者) 住 所

氏 名 印

(施 設)

埼玉県さいたま市見沼区片柳 1,550 番地
大宮共立病院介護医療院 管理者 猪原 則行

印